

1. 事業者

法人名	社会福祉法人平戸市社会福祉協議会
法人所在地	長崎県平戸市岩の上町1466番地
電話番号	0950-22-2180
代表者氏名	会長 宮本 照 芳
設立年月日	平成17年9月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援（介護予防支援）事業所
事業所の名称及び介護保険事業所番号	平戸市社協居宅介護支援生月事業所 (介護保険事業者番号 4270700356)
事業所の所在地	長崎県平戸市生月町山田免 3011 番地
事業所の電話番号等	TEL 0950-53-2615 FAX 0950-53-2651
管理者の氏名	峯野 真彦
事業目的	この事業所が行う居宅介護支援（介護予防支援）の事業は、高齢者が要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
事業所の運営方針	① 指定居宅介護支援（介護予防支援）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ② 指定居宅介護支援（介護予防支援）の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ③ 事業の実施に当たっては、市町村、高齢者支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の、保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。
通常サービスの実施地域	平戸市全域
事業所が行っている他の業務	高齢者支援センター（平戸市より受託）

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）	
受付時間	月曜日～金曜日	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援（介護予防支援）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職 種	常 勤	非 常 勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	0名	1名	1名	事業所内の管理
2. 介護支援専門員	3名	0名	3名	1名	居宅介護支援業務 (内、1名は管理者と兼務)

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 居宅介護支援（介護予防支援）サービス利用料金

①要支援・要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1カ月につき厚生労働大臣が定める下記のサービス利用料金の全額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

②平戸市内、またその他の地域にかかる交通費は、原則いただきません。

③利用料金を支払う必要がある方に対しましては、預金口座振替、現金支払のうち、お支払方法をご契約の際にお選びいただけます。

*預金口座振替がご利用できる金融機関は、十八親和銀行・ゆうちょ銀行・農協・漁協です。その他の機関をご利用の方は、当事業所までご相談ください。

＜サービス利用料金表＞

介護予防支援費	要支援 1.2	4,720 円	
居宅介護支援費	要介護 1.2	10,860 円	
	要介護 3～5	14,110 円	
加 算	初回加算	3,000 円	
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円	
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円	
	退院・退所 加算（Ⅰ）	カンファレンス参加 無	4,500 円
		カンファレンス参加 有	6,000 円
	退院・退所 加算（Ⅱ）	カンファレンス参加 無	6,000 円
		カンファレンス参加 有	7,500 円
	退院・退所 加算（Ⅲ）	カンファレンス参加 有	9,000 円
	通院時情報連携加算	500 円	
	居宅支援緊急時カンファレンス加算	2,000 円	
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	
	特定事業所加算Ⅲ	3,230 円	
	特別地域居宅介護支援（介護予防支援）加算	所定単位数の 15%を加算	
同一建物減算	所定単位数の 95%を算定		

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供前に、担当の介護支援専門員を選任します。

（2）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を添え、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

(3) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。

(4) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援（介護予防支援）について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じ、閲覧していただき、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援（介護予防支援）事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画表及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援（介護予防支援）を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、サービス担当者会議など、ご契約者に係る他のサービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(5) 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

(6) 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が非該当と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(7) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者からの申し出により利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画表に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(8) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 緊急時の対応について

- ① 利用者の病状の急変等による緊急事態が発生した場合には、ご家族及び主治医等への連絡を行います。また緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- ② 事故が発生した場合には「介護事故対応マニュアル」に基づき、ご契約者に最善の措置が図れるよう、情報の収集を行い、会議にて対応を検討し、

ご契約者また併せて行政機関に報告します。

- ③ 営業時間内については、担当者が不在の場合でも他の介護支援専門員が対応し、担当者に連絡を取ります。また、緊急の場合では、他の介護支援専門員が必要な対応を行ないます。
- ④ 24時間連絡可能な体制を整えております。

営業時間内（月～金）8時30分～17時30分	0950-53-2615
営業時間外	
社用携帯①	080-8553-7844
社用携帯②	080-8390-8996
社用携帯③	080-8397-5477

8. サービスの内容に関する苦情・相談の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	窓口相談者	主任 峯野 真彦
	受付時間	毎週月～金曜日 8:30～17:30
	電話番号	0950-53-2615
苦情解決責任者	事務局長	濱崎 隆広

(2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員	山口 龍一郎 氏 船原 正司 氏 ※連絡先につきましては、本会までお問合せ下さい。
平戸市長寿介護課	所在地 平戸市岩の上町1508番地3 電 話 0950-22-4111
長崎県国民健康保険 団体連合会	所在地 長崎市今博多町8番地2 電 話 095-826-1599
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 長崎市茂里町3番24号 電 話 095-842-6410

9. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止責任者 職名・氏名： 職名 事務局長 氏名 濱崎 隆広
- ② 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

10. サービス利用割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記の通りです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31.4%
通所介護	55.5%
地域密着型通所介護	4.0%
福祉用具貸与	34.7%

- ② 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	平戸市社協訪問介護 生月事業所	平戸市社協訪問介護 平戸事業所	平戸市社協訪問介護 平戸事業所Ⅱ
	94.8%	9.3%	3.3%
通所介護	平戸市社協通所介護 生月事業所	なごみデイサービス	平戸荘デイサービス センター
	79.6%	19.0%	1.5%
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護 いなほ		
	100.0%		
福祉用具貸与	新和メディカル	エヴァ佐世保	西九州パリガン
	44.1%	27.4%	11.4%

- ③ 判定期間

<input type="radio"/>	前期 (3月1日～8月31日)
<input type="radio"/>	後期 (9月1日～2月末日)